

## 募集要項②

### 平成 31 年度(2019 年度) 中高一貫校教頭 採用選考募集要項

#### 【選考の目的】

大阪 YMCA は、大阪市が平成 31 年（2019 年）4 月に開設予定の、大阪市立第 21 高等学校及び大阪市立第 131 中学校（以下「中高一貫教育校」という。）について、国家戦略特別区域法第 12 条の 3 に規定する公立国際教育学校等管理事業（以下「公設民営学校」という。）として、中高一貫教育校の管理に関する業務を行う指定公立国際教育学校管理予定法人に内定しました。

中高一貫教育校は、国際社会でリーダーシップを発揮し活躍するための英語による優れたコミュニケーション能力の習得と、自国の伝統や文化に根ざした国際理解教育に重点を置いた教育活動を通じ、地球的視野に立って行動するための態度・能力を育成し、大阪の産業の国際競争力の強化及び大阪における国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する人材を育てることを目的として開設するものであり、この設置目的をより効果的に達成するため、公立学校の管理運営を民間法人が行う公設民営の手法を取り入れることとなり、厳格な選考を経て大阪 YMCA が指定管理予定法人として選ばれました。

国家戦略特区を活用した公設民営の手法による中高一貫教育校の開設は、日本で初めての試みです。また、中高一貫教育校は国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの導入をめざしており、国際バカロレア認定校となれば、大阪府の公立学校として初めての認定校となります。

大阪 YMCA は、全国的にも注目を集めている今回の公設民営の手法による中高一貫教育校の設立・立ち上げメンバーになっていただける、意欲があり、それぞれの専門分野でリーダーシップを発揮することができる多くの教員を求めています。選考に選ばれた教員は日本初の公設民営の手法による中高一貫教育校の立ち上げと発展に貢献するという、他では得られない経験を行うことができます。

#### 【募集職種】

- 中高一貫校 教頭

#### 【職務内容】

- 教頭として、副校長と連携して、教員を統率指導し適切な学校運営を管理・監督すること。
- バカロレアの学校認可プロセスを通じてディプロマ・コーディネーターを支援すること。
- 学校運営について教務・校務・総務に関する管理・監督業務全般。
- 学校の方針を校長、副校長とともに策定し実施すること。
- 国際バカロレア認定校申請に関する手続きの作成支援。
- 学校計画に関する会議への参加。
- 国際バカロレアの指導法の開発や理解を支援すること。
- 大阪 YMCA インターナショナルスクールと連携し、指導・学習の発展を支援すること。
- その他、上記に関連する一切の業務

#### 【必要とされる能力、経験、資質など】

- 国際バカロレア、MYP または DP コースでの教授、勤務経験または日本の中学、高校の一条校での勤務経験
- 異文化理解 - さまざまな文化を扱う能力とさまざまな方法で物事を試みることに對して柔軟性を有していること
- 日本の中学、高校の一条校などで教務主任、教頭、副校長などとして教員を管理監督した経験
- IB の基準と実践を理解していること
- 自ら計画を立案し管理をする能力・計画立案とプログラム開発を遂行する能力

- リーダーシップを発揮し学校の教務・総務・校務全般について管理・監督する能力
- その他、学校運営全般を管理・監督する能力

#### 【求める人物像】

- 成長していく姿勢・学校を建設し、プログラムを開発し、新しいコミュニティの創造に取り組んでいこうとする姿勢
- 上向きの指向・成長と能力開発へ積極的であること
- 柔軟性と適応性・多様な役割を臨機応変に担うことができること
- 積極的な思考力・生みの苦しみを明るく積極的に楽しんでいける人であること
- 多様なバックグラウンドの教員を理解し導いていける能力 - 国籍、経験、年齢、能力の異なる教員を理解し、チームとしてまとめ、導いていくことができる人であること

#### 【受験資格】

昭和34年（1959）年4月1日以降に生まれた方で、次の①～⑥の要件をすべて満たしていること。

- ① 日本または海外の大学または大学院（短期大学を除く）を卒業（修了）し、学士以上の学位を取得していること。
- ② 日本の中学校または高校の教員免許（資格）を取得していること。
- ③ K-12 までを有する（高校3年次までを有する）学校（※）で5年以上、中学校・高等学校相当の学年（実勤務月数として36月以上。休職期間は含まない）の該当教科に関する勤務経験（週10時間以上授業を担当したものに限り）を有すること。

（※K-12までを有する（高校3年次までを有する）学校について）

#### 【日本国内の場合】

- ・学校教育法第一条により規定されている学校
- ・学校教育法第一条に規定する学校でない場合は、次に掲げる教育施設
  - イ 平成3年文部省告示第91号または第120号により指定又は認定された在外教育施設
  - ロ 日本国内にある教育施設であって、中学校または高等学校に対応する外国の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられたもの
  - ハ 日本国内にある教育施設であって、その教育活動等について次に掲げる団体の認定を受けたもの
    - ・アメリカ合衆国 ウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ（WASC）
    - ・アメリカ合衆国 アソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル（ACSI）
    - ・イギリス カウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズ（CIS）
    - ・スイス 財団法人国際バカロレア事務局（IBO）

#### 【海外の場合】

- ・国、地方自治体に認定された学校
- ・私立学校においては上記（ハ）に掲げた団体により認定された学校またはこれと同等の学校と大阪YMCAが認めた学校
- ④ 中学校または高校で教務主任、教頭、副校長など管理監督職として勤務した経験がある者、またはこれと同等の経験・力量があると大阪YMCAが認めた者
- ⑤ 教職員会議は英語を公用語として使いますので、英検2級から準1級程度の英語力を有していること。
- ⑥ 次の各項並びに学校教育法第9条及び教育職員免許法第5条第1項の各号に該当しないこと。

- (1) 成年被後見人または被保佐人
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 国、地方公共団体、その他一般の組織から懲戒免職または懲戒解雇の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

(参考)

学校教育法第9条

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 1 成年被後見人または被保佐人
- 2 禁固以上の刑に処せられた者
- 3 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い当該執行の日から三年を経過しない者
- 4 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

教育職員免許法第5条第1項

普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するために行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

- 一 十八歳未満の者
- 二 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者を除く。
- 三 成年被後見人または被保佐人
- 四 禁固以上の刑に処せられた者
- 五 第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該執行の日から三年を経過しない者
- 六 第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者
- 七 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- 修士号、博士号などの学位の保有者は選考にあたって有利となる場合があります。

#### 【出願・選考について】

- 出願期間・選考期間 平成29年11月10日～平成30年2月16日
  - 選考日 平成29年12月～平成30年3月頃（別途連絡します）
  - 募集人数 教頭 1名
  - 選考方法
    - 1次選考 書類選考
      - ・履歴書
      - ・職務経歴書
      - ・大学の卒業証明書（修士号、博士号を有する人はそれを証する書面の写し）
      - ・教員免許（資格）を証明する書類
- 【受験資格】を参照して下さい。

2次選考 面接（使用言語:日本語）

【主な評価の観点】

- ・学校の管理監督職として適切な知識・態度・ふるまい・受け答え・常識を備えているか。
- ・望ましい対人関係を築ける能力・資質を備えているか。
- ・学校教育を取り巻く状況や課題を理解しているか。
- ・学校の教務事務、保護者対応、教員対応などの十分な経験があり対応する力量・識見を備えているか。

3次選考 面接（使用言語:日本語）

【主な評価の観点】

- ・学校の管理監督職として適切な知識・態度・ふるまい・受け答え・常識を備えているか。
- ・望ましい対人関係を築ける能力・資質を備えているか。
- ・学校教育を取り巻く状況や課題を理解しているか。
- ・学校の教務事務、保護者対応、教員対応などの十分な経験があり対応する力量・識見を備えているか。

●待遇

月給 43万4000円以上

（能力、経験、年齢により大阪YMCAの内規に従い決定）

保険完備 労災保険、雇用保険、健康保険、年金保険、有給休暇（労働基準法に準じて付与）

交通費 最短最安経路にて6ヶ月定期代を支給

年間勤務日数 240日（大阪YMCA勤務規定に準じる）

- 出願方法 電子申請（インターネット）でのみ受け付けます。郵送、持参、Faxなどによる受付は行いません。

出願期間 平成29年11月10日以降、決定するまで実施

出願方法 ウェブサイトから応募ください。

<http://osaka-city-ib.jp/teacher-offer/>

書類選考に合格した方のみ2次選考のご案内を差し上げます。書類選考に不合格の場合の連絡はございません。また、書類データなどの返却はいたしませんのであらかじめご了承ください。

以上